



発行 新潟県

号外 2
令和5年3月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

- 16 新潟県毒物及び劇物取締法施行細則等の一部を改正する規則（感染症対策・薬務課）
- 17 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（雇用能力開発課）
- 18 新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市整備課）
- 19 新潟県万代島駐車場規則の一部を改正する規則（港湾振興課）
- 20 新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

告 示

- 339 個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務等の廃止（法務文書課）

病院局管理規程

- 10 新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程（病院局総務課）
- 11 新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

病院局訓令

- 1 新潟県病院局事務決裁規程の一部改正（病院局総務課）

病院局告示

- 1 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示の廃止（病院局総務課）

監査委員訓令

- 1 新潟県監査委員事務局事務決裁規程の一部改正（監査委員事務局）

監査委員告示

- 2 新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止（監査委員事務局）

労働委員会告示

- 2 新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止（労働委員会事務局総務課）

新潟海区漁業調整委員会告示

- 1 新潟海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について（新潟海区漁業調整委員会）

佐渡海区漁業調整委員会告示

- 1 佐渡海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会告示

- 1 新潟県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止について（内水面漁場管理委員会）

規 則

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第16号

新潟県毒物及び劇物取締法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和40年新潟県規則第45号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。<u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第22条 条例第10条第6号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第9条の規定による合格証の書換え交付又は再交付に係る書類の受理及び県への送付<u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)</u></p> <p>(2) 第10条の規定による返納に係る書類の受理及び県への送付<u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(書類の経由)</p> <p>第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により、知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、所轄保健所長を経由しなければならない。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第22条 条例第10条第6号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第9条の規定による合格証の書換え交付又は再交付に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(2) 第10条の規定による返納に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

(新潟県大麻取締法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県大麻取締法施行細則(昭和52年新潟県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出)</p> <p>第15条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、<u>新潟市の区域以外の区域にあつては正副2通とし、所轄保健所長を経由して、新潟市の区域にあつては正本1通とし、直接知事に提出しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同</u></p>	<p>(書類の提出)</p> <p>第15条 法、省令、条例又はこの規則(以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、<u>正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。ただし、新潟市の区域にあつては、正本1通とし、直接知事に提出するものとする。</u></p>

項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。 2 (略)	2 (略)
---	-------

(新潟県覚醒剤取締法施行細則の一部改正)

第 3 条 新潟県覚醒剤取締法施行細則 (昭和52年新潟県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(書類の提出) 第18条 法、省令、条例又はこの規則 (以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u> 2 (略)	(書類の提出) 第18条 法、省令、条例又はこの規則 (以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 2 (略)

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第 4 条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則 (平成 2 年新潟県規則第85号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(書類の提出) 第27条 法、政令、省令、条例又はこの規則 (以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類 (法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。)は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 <u>ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合は、この限りでない。</u> 2 (略)	(書類の提出) 第27条 法、政令、省令、条例又はこの規則 (以下「法令等」という。)の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の書類 (法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る書類を除く。)は、正副2通とし、所轄保健所長を経由して提出しなければならない。 2 (略)

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第17号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後							改 正 前						
(寄宿料)							(寄宿料)						
第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。							第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。						
(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舍 <u>3,590円</u>							(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舍 <u>3,500円</u>						
(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舍 <u>1,800円</u>							(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舍 <u>1,850円</u>						
別表第1 （第4条の2関係）							別表第1 （第4条の2関係）						
訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設 備		訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設 備	
訓練系	専攻科				種 別	名 称	訓練系	専攻科				種 別	名 称
(略)							(略)						
機械系	<u>精密機械加工科</u> (精密加工科)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	機械系	<u>NC機械科</u> (精密加工科)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)						
建築施 工系	木造建 築科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

別表第 2 (第27条の 2 関係)

- (1) (略)
- (2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓 練 科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教 科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設 備	
				種 別	名 称
(略)					
エクステリア左 官科			訓練期間 1 年 訓練時間 総時間 1,400	建物そ の他の 工作物 機械 その他	教室 実習場 左官用 機械類 器工具 類 計測器 類 製図器 及び製 図用具

(略)						
建築施 工系	建築施 工科 (木造 建 築 科)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

別表第 2 (第27条の 2 関係)

- (1) (略)
- (2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓 練 科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教 科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設 備	
				種 別	名 称
(略)					

			類 教材類
建築物 の仕上 げにお ける基 礎的な 技能及 びこれ に関す る知識	1 学科	60	440
	(1) 建築生産概論		
	(2) 建築構造		
	(3) 建築製図		
	(4) 建築仕上法		
	(5) 安全衛生		
	(6) 関係法規		
	2 実技		
	(1) 機械操作基本実習		
	(2) 調合実習		
(3) 足場実習			
(4) 安全衛生作業法			
(5) 測定及び墨出し実習			
(6) 下地施工実習			
(7) 左官施工実習			
(8) タイル施工実習			
(9) 養生			
(略)			

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第18号

新潟県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県都市公園条例施行規則（昭和61年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(有料公園施設の使用許可等の手続)	(有料公園施設の使用許可等の手続)
第6条 (略)	第6条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。	7 次の各号に掲げる公園施設に係る第1項の有料公園施設使用許可申請書は、当該各号に定める日から受け付けるものとする。
(1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）及び多目的運動広場（南側）(以下この号において「運動広場」という。) 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定により運動広場の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	(1) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）及び多目的運動広場（南側）。 <u>以下この号において「運動広場」という。</u> 使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定する運動広場の供用日（ <u>条例第1条の2第2項</u> の規定により運動広場の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場（以下この号において「スタジアム等」という。） 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（ <u>条例第1条の6第2項</u> の規定によりスタジアム等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)	(2) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場（以下この号において「スタジアム等」という。） 使用しようとする日の2月前の日（その日が条例別表第1に規定するスタジアム等の供用日（ <u>条例第1条の2第2項</u> の規定によりスタジアム等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日)
(3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2月前の日（その日が <u>条例第1条の6第2項</u> の規定により新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日に変更されたことにより新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合にあつては、その直後の供用日)	(3) 新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイト 使用しようとする日の2月前の日（その日が <u>条例第1条の2第2項</u> の規定により新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日に変更されたことにより新潟県立紫雲寺記念公園オートキャンプサイトの供用日でなくなつた場合にあつては、その直後の供用日)

(4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館（以下この号において「テニスコート等」という。）使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日（条例第1条の6第2項の規定によりテニスコート等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）

8 （略）

（定期券等）

第8条 条例別表第2第10号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 （略）

3 定期券及び条例別表第2第10号の表に規定する回数券は、再発行しない。

（利用料金）

第11条の3 （略）

2 （略）

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1)・(2) （略）

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）若しくは野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(4) （略）

4・5 （略）

(4) 新潟県立紫雲寺記念公園テニスコート、多目的運動広場及び屋内運動施設体育館（以下この号において「テニスコート等」という。）使用しようとする日の1月前の日（その日が条例別表第1に規定するテニスコート等の供用日（条例第1条の2第2項の規定によりテニスコート等の供用日に変更された場合にあつては、当該変更された後の供用日。以下この号において「供用日」という。）以外の日に当たるときは、その直後の供用日）

8 （略）

（定期券等）

第8条 条例別表第2第8号の表に規定する定期券（以下「定期券」という。）の交付を受けようとする者は、当該定期券による使用に係る使用料を添えて、別記第12号様式による定期券交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 （略）

3 定期券及び条例別表第2第8号の表に規定する回数券は、再発行しない。

（利用料金）

第11条の3 （略）

2 （略）

3 条例第15条の5第8項の規則で定める事由は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由とする。

(1)・(2) （略）

(3) 多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）、多目的運動広場（南側）（専用使用の場合に限る。）、レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）、展示学習室（専用使用の場合に限る。）、新潟スタジアム（専用使用の場合に限る。）、サブグラウンド（専用使用の場合に限る。）若しくは野球場、テニスコート、多目的運動広場（専用使用の場合に限る。）、体育館（専用使用の場合に限る。）若しくは屋内運動施設会議室又は研修室（専用使用の場合に限る。）に係る条例第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合 県が主催する事業のために使用するときその他の知事が別に定める事由に該当するとき。

(4) （略）

4・5 （略）

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名			使用料	
			単位又は区分	金額
(略)				
新潟 県立 植物 園	研修室	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)
		(略)		(略)
		(略)		(略)

備考 (略)

第6号様式（第3条関係）

公園内行為許可申請書

(略)

注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。

(1)～(5) (略)

(6) 新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）若しくは多目的運動広場（南側）又は新潟スタジアム若しくは野球場内の広告物の表示にあつては、
広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式（第6条関係）

有料公園施設使用許可申請書

(略)

注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園多目的運動広場（北側）、多目的運動広場（南側）、新潟スタジアム又は野球場の使用の許可を
申請する場合に記入すること。

2 (略)

別表（第5条、第7条、第11条の3関係）

附属設備名			使用料	
			単位又は区分	金額
(略)				
新潟 県立 植物 園	研修室	(略)	(略)	(略)
		スライド機		1,610円
		資料提示装置		1,610円
		8ミリビデオカメラ		1,610円
		(略)		(略)
		ビデオデッキ		1,080円
		MDプレイヤー		1,240円
		ライティングブック		1,240円
(略)	(略)			
(略)	(略)			

備考 (略)

第6号様式（第3条関係）

公園内行為許可申請書

(略)

注 「行為の内容」欄は、行為の区分のほか、次に掲げる事項を記入すること。

(1)～(5) (略)

(6) 新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又は野球場内の広告物の表示にあ
つては、広告物の種類、個数、表示面積及び表示時間

第8号様式（第6条関係）

有料公園施設使用許可申請書

(略)

注 1 「入場料徴収の有無」欄は、新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム又
は野球場の使用の許可を申請する場合に記入すること。

2 (略)

第13号様式の2（第9条の2関係）

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋

多目的運動広場（北側）

多目的運動広場（南側）

野潟公園新潟スタジアムの使用に係る入場料の収入総額について報告

野球場

します。

(略)

第17号様式の2（第11条の3関係）

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立

多目的運動広場（北側）

多目的運動広場（南側）

鳥屋野潟公園新潟スタジアムの使用に係る入場料の収入総額について

野球場

報告します。

(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条第7項の改正は、公布の日から施行する。

第13号様式の2（第9条の2関係）

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第11条第3項の規定により、下記のとおり新潟県立鳥屋

新潟スタジアム

野潟公園野球場の使用に係る入場料の収入総額について報告

します。

(略)

第17号様式の2（第11条の3関係）

入場料収入報告書

(略)

新潟県都市公園条例第15条の5第7項の規定により、下記のとおり新潟県立

新潟スタジアム

鳥屋野潟公園野球場の使用に係る入場料の収入総額について

報告します。

(略)

新潟県万代島駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県万代島駐車場規則の一部を改正する規則

新潟県万代島駐車場規則（平成13年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）に対応する同表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県万代島駐車場等規則</u>	<u>新潟県万代島駐車場規則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>新潟県万代島駐車場等条例</u> (平成13年新潟県条例第31号。以下「条例」という。)の施行に伴い、 <u>万代島駐車場</u> （以下「駐車場」という。） <u>及び万代島バスプール</u> （以下「バスプール」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>新潟県万代島駐車場条例</u> （平成13年新潟県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に伴い、 <u>万代島駐車場</u> （以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(使用承認の申請)	
第2条 <u>条例第3条第1項の規定によりバスプールの使用の承認を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u>	
(使用料の免除)	(使用料の免除)
第3条 <u>条例第6条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</u> (1) <u>駐車場又はバスプールの付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車を駐車させること</u> 使用料の全額 (2) <u>駐車場又はバスプールの管理の事務を行うため使用する自動車を駐車させること</u> 使用料の全額 (3) (略)	第2条 <u>条例第4条の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。</u> (1) <u>駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車を駐車させること</u> 使用料の全額 (2) <u>駐車場の管理の事務を行うため使用する自動車を駐車させること</u> 使用料の全額 (3) (略)
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第4条 <u>条例第7条ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</u>	第3条 <u>条例第5条ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。</u>

(1)・(2) (略)

(利用料金の免除等)

第 5 条 条例第 11 条第 6 項の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 条例第 11 条第 7 項ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申請は、別記第 2 号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(管理の細則)

第 7 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が駐車場の管理を行う場合は知事が、条例第 9 条第 1 項の規定により同項の指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て同項の指定管理者が定める。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、バスプールの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (略)

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

バスプール使用承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所

氏 名

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

担当者氏名

電 話 番 号

下記のとおり使用したいので申請します。

なお、使用に際しては、新潟県万代島駐車場等条例及びこれに基づく規則に従います。

記

1	使用するレーン	
2	使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
3	備 考	

(1)・(2) (略)

(利用料金の免除等)

第 4 条 条例第 9 条第 6 項の規則で定める事由は次の各号に掲げるものとし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 条例第 9 条第 7 項ただし書の規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(指定管理者の指定の申請)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(管理の細則)

第 6 条 条例及びこの規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、知事が駐車場の管理を行う場合は知事が、条例第 7 条第 1 項の規定により同項の指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て同項の指定管理者が定める。

附 則 (略)

第2号様式 (第6条関係)

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県万代島駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県万代島駐車場等条例第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

別記様式 (第5条関係)

指定管理者指定申請書

(略)

新潟県万代島駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県万代島駐車場条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第20号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「削除別表号」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） (1)～(7) (略) <u>(8)から(10)まで</u> 削除 (11)～(470) (略) <u>(470)の2</u> 建築物の容積率の特例認定申請手数料 (471)～(477)の4 (略) <u>(477)の5</u> 高度地区における建築物の高さの特 例許可申請手数料 (478)～(490)の3 (略) (491) 一般地内認定建築物以外の建築物の 新築 又は一般地内認定建築物の増築等の認定申請手 数料 (491)の2 一般地内認定建築物以外の建築物の 新築又は一般地内認定建築物の増築等における 各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 (491)の3 一般地内許可建築物以外の建築物の 新築又は一般地内許可建築物の増築等の許可申 請手数料 (492)～(550)の11 (略) <u>(550)の12</u> 特定自動運行許可申請手数料 <u>(550)の13</u> 特定自動運行計画変更許可申請手 数料 (551)～(585) (略)	別表（第2条関係） (1)～(7) (略) <u>(8)及び(9)</u> 削除 <u>(10)</u> 削除 (11)～(470) (略) (471)～(477)の4 (略) (478)～(490)の3 (略) (491) 一般地内認定建築物以外の建築物の 建築 認定申請手数料 (491)の2 一般地内認定建築物以外の建築物の 各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料 (491)の3 一般地内許可建築物以外の建築物の 建築許可申請手数料 (492)～(550)の11 (略) (551)～(585) (略)

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 8 号から第 10 号までの改正は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第339号

個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務（平成17年新潟県告示第1421号）及び口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成21年新潟県告示第1284号）は、令和 5 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 5 年 3 月 28 日

新潟県知事 花 角 英 世

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程を廃止する規程

新潟県病院事業管理者が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年新潟県病院局管理規程第13号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(院長等への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。 (1)～(5)の5 (略) (6) 職員の休暇、 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。 (6)の2～(19) (略)	(院長等への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。 (1)～(5)の5 (略) (6) 職員の休暇、 <u>部分休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。 (6)の2～(19) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第 1 号

局 本 庁
施 設

新潟県病院局事務決裁規程（昭和36年新潟県病院局訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

令和 5 年 3 月 28 日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（次長の専決事項）</p> <p>第 4 条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次長の休暇、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るものうち 1 日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4) の 2～(9) (略)</p> <p>（課長の共通専決事項）</p> <p>第 5 条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) の 2 <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>（施設の長の共通専決事項）</p> <p>第 14 条 施設の長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等</u>をすること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>（次長の専決事項）</p> <p>第 4 条 次長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次長の休暇、<u>部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾患に係るものうち 1 日を単位とするもの及び局長が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）（5 日以上のもの（夏季休暇を除く。）並びに研修及び兼職に係るものを除く。）の承認等</u>をすること。</p> <p>(4) の 2～(9) (略)</p> <p>（課長の共通専決事項）</p> <p>第 5 条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(4) の 2 <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取</u>をすること。</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>（施設の長の共通専決事項）</p> <p>第 14 条 施設の長の共通専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示及び訂正の決定等並びに個人情報の取扱いの是正の申出に対する処理に係る審査会への意見聴取</u>をすること。</p> <p>(3) (略)</p>

病院局告示

◎新潟県病院局告示第 1 号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成 17 年 12 月 16 日新潟県病院局告示第 5 号）は、廃止

する。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

監査委員訓令

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局事務決裁規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八木 浩幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>個人情報ファイル簿の作成等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (7)～(21) (略)	(次長の専決事項) 第4条 次長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>個人情報取扱事務の登録等</u> 、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。 (7)～(21) (略)

監査委員告示

◎新潟県監査委員告示第2号

新潟県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年6月新潟県監査委員告示第6号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟県代表監査委員 八木 浩幸

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

新潟県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年6月新潟県労働委員会告示第6号）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

新潟海区漁業調整委員会告示

◎新潟海区漁業調整委員会告示第1号

新潟海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年9月30日新潟海区漁業調整委員会告示第3号）は令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

佐渡海区漁業調整委員会告示

◎佐渡海区漁業調整委員会告示第1号

佐渡海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年9月30日佐渡海区漁業調整委員会告示第3号）は令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 山本 初子

内水面漁場管理委員会告示

◎新潟県内水面漁場管理委員会告示第1号

新潟県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年10月21日新潟県内水面漁場管理委員会告示第3号）は令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月28日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田 利昭